

學校
讀本
小學生
徒心得

271
9
133

K110.1
31

B

I

238-19



明治十三年六月改刻

學校
讀本
小學生徒心得

東京府

小學生徒心得
第一條
學文を爲す

め才藝を長し人より頼らずして自營の道を立てるありければ生徒たるもの第一身の行を正しく常に學業を勉勵し將來の幸福を受る様心懸くること肝要あり

第二條

常ニ舉止言語を慎
み一意ニ教師の指
揮に従ひて教を受
くべし 苟且ニも粗
暴の振舞をなし他
生の嘲笑をうけざ
る様心がくべし



第三條

教師ハ我ニ學術を授くる恩人ナリ常
ニ敬禮の意を失ふべからず

第四條

朝ハかならば早く起き先衣服を著替
へ顔て手を洗ひ口を嗽き髪を櫛り而
して後尊長に一禮をふして其安否を
伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さざる様を致すべし

第六條

學校に登るべき刻限ハ課業の始る刻限の十分前たるべし

第七條

學校に至れば先扣所に入り行厨を我坐席に置き教師の差圖を待ちて教場に入るべし決して高聲遊戯など爲すべからず

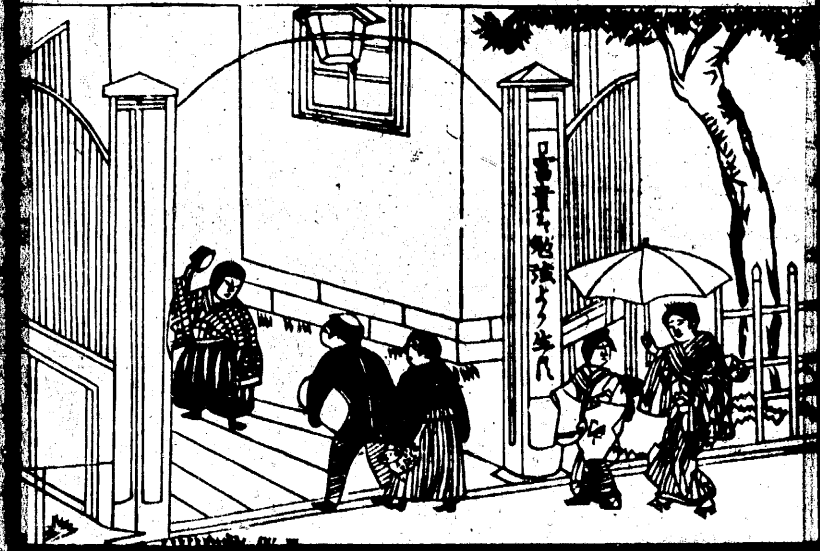
第八條



教場に入リて席に
就くときハ教師ハ
敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校
の刻限ハ後れたる
ときは其由を教師
ニ告げて差圖を受



くべし

第十條

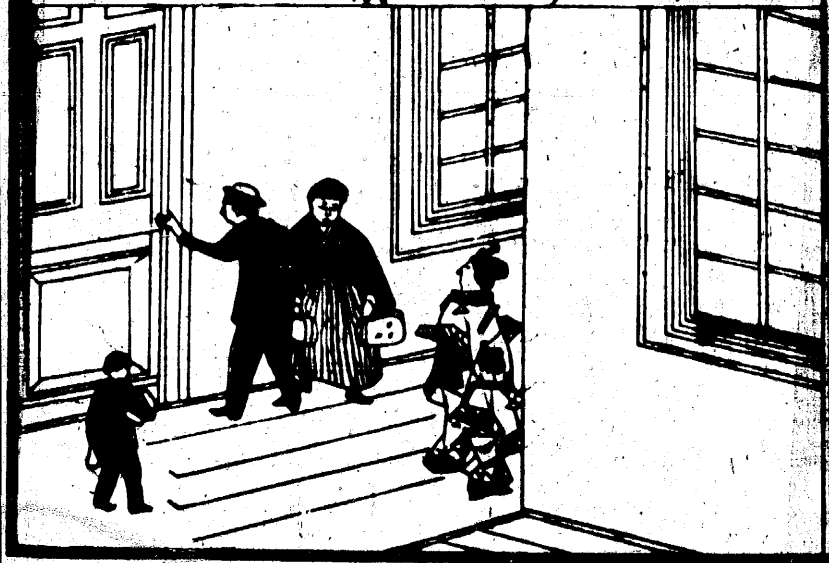
教を受るときは勿論總て我意我慢を
出さべからず教場ニて己の意を述べ
と欲せば右の手を揚げて其意を知ら
しめ教師の許可を受けて後れたやか
に言すべし

第十一條

教師に告げずして
みだりに教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ静
になし書物器械ハ
叮嚀と取扱ひ破損
せざる様又行厨ハ



静に食し人と湯茶を争ひ或ハ衣服な
ど濡さぬ様注意すべし

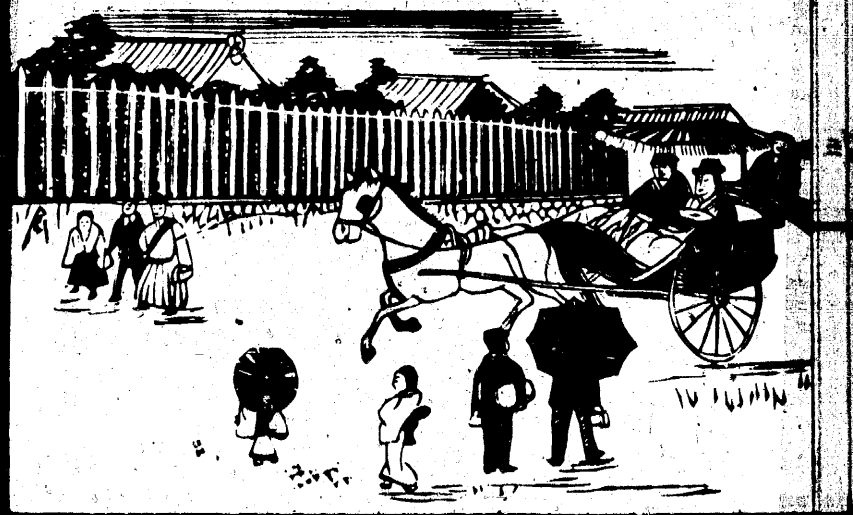
第十三條

教場ニ於書籍石盤等を出し納れする
ときハ響の聞えざる様
に注意し又壁
塀其他の物へ濫書し又ハ外見雜談を
なすべからず

第十四條

學校へ往返する途
中へ於遊戯戯るべ
からず若車馬等へ
行逢ふときへ其通
り過るを待ち決し
て其前を馳過ぐべ
からず

第十五條



自宅へ歸りたるときと他出するとき
其由を尊長へ告げ敬禮をなすべし
但學校より歸りたるときへ必日課
優劣表を尊長に示さべし

第十六條

雨天のときへ別して傘はきものを取
揃へ置き退校のとき錯亂なき様注意
すべし

第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば
其詮なかるべし常は左の條件を守り
て自ら病を招くべからず

第一 課業畢る毎に體操場へ出て
運動をなすべし

第二 運動をなすとも奔走するこ
と度に過ぐべからず

第三 熱き湯茶

を強て飲

むべから

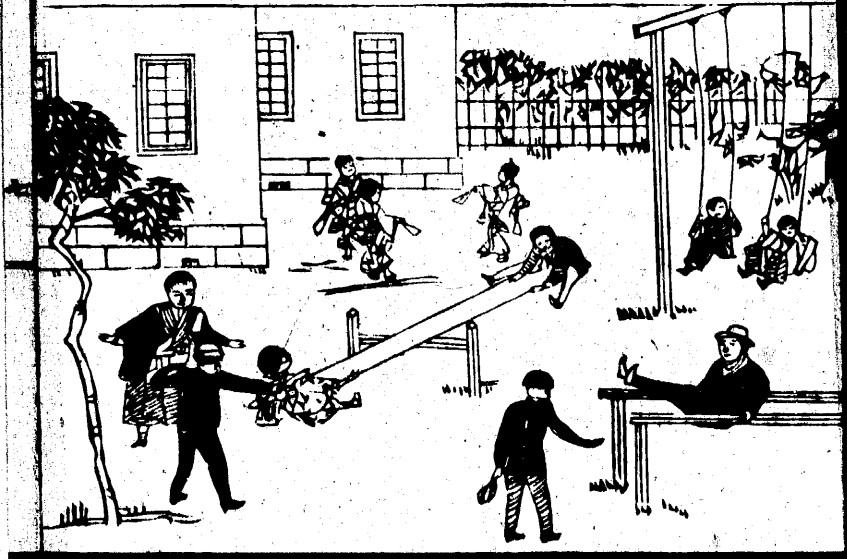
ず

第四 字を寫し

算を學ぶ

に體を曲

げ胸を屈



むべからず

第五 雨天は傘なくして歩行まべ
からず

第六 冠物なくして炎天を冒し跣
足よりして雪中を行くべから
ず

第十八條

急し覺えんとするときは却て忘れ易

きものなれば一事を覺えて後一事に
移る様に心掛くべし

第十九條

覺え惡として決して倦み怠るべからず
怠らず勉強するときは自然に覺ゆる
ものなり

但其日は教を受しこと、退校の後
尊長の前より復讀を爲すべし

K11011-31

第二十條

朋友と睦しく交り
決して不敬不遜の
振舞あるべからず
又人を誹謗すべか
らざ

第二十一條

人より争を仕懸と



も決して之と争ふべからず其由を教
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人と出逢と
きハ敬禮をなすべし

小學生徒心得終

定價 二角五分

明治十六年九月十七日

東京府平民
翻刻人野口幾次郎

翻刻御届

京橋區南傳馬町
香丁目十二番地

小學生徒心得

九